

船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案）
意見募集（パブリック・コメント）の結果について

| パブリック・コメントの概要 | |
|---------------|----------------------------|
| 案の名称 | 船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案） |
| 意見募集期間 | 令和3年12月15日（水）～令和4年1月14日（金） |
| 意見受付件数 | 1人4件 |

※いただいたご意見を、内容ごとに整理・分類した上で、ご意見に対する市の考え方を示しています。

| NO | 意見の要旨 | 市の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | <p>事例の開示について</p> <p>成年後見人の対応はケースにより様々な対応を行っています。難しいケースに対応するには、専門家による知識や対応事例を得ることで対応の幅ができ後見人のレベルアップが図れます。ぜひ事例の開示ができる仕組みを作っていただきたい。</p> | <p>市民が安心して成年後見制度を利用するためには、後見人による適切な身上保護の実施など、後見人の質の向上は重要と考えますので、本計画 P38 にも記載しておりますとおり、後見人に向けた研修会等を実施してまいります。対応事例の開示につきましては、基本的に成年後見制度の申立て自体が非公開の手続きとなっており、個人情報を取り扱うものであることから、事例研究のために開示をするといったことは難しいと考えます。しかしながら、事例を学ぶことは後見人のレベルアップに重要な方法であると考えますので、個人情報に配慮し、内容を加工した事例や架空の事例を用いた研修方法を考えてまいります。</p> |
| 2 | <p>福祉サービスの相談窓口の設置</p> <p>被後見人の障害の程度により様々な福祉サービスがあります。より最適なサービスを受けられるよう、わたくし達が相談できる窓口をお知らせください。</p> | <p>本計画 P44 に記載の部分でございますが、令和4年度に権利擁護支援における中核機関の設置を予定しております。中核機関では社会福祉士を配置し、後見人支援も行いますので、何かございましたらご相談ください。必要に応じて、その方に合った福祉サービス窓口に繋ぐ役割も担います。</p> |
| 3 | <p>市民後見人の育成</p> <p>成年後見は本人が死亡するまで業務が続きます。当 NPO 法人では新しい会員の継続的な参加が必要です。その育成に関してご協力をお願いしたいと思います。</p> | <p>権利擁護支援に携わる担い手の育成は重要な課題と捉えております。市内のさまざまな場面で権利擁護に携わる人を増やしていけるよう、その方策について検討を行ってまいります。</p> <p>本計画では P47 に記載をしております。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 4 | <p>成年後見制度の拡大に関して</p> <p>現在の専門家、親族による成年後見人では受任に限りがあり、対応が難しくなることが予想されます。今後、中核機関を設立し、成年後見制度を啓蒙、法人後見人を育成、支援されていく中で、専門家、親族はもちろんのこと、第三者後見人としての実績がある法人（NPO法人含む）を候補者として、後見開始申し立てに繋げる仕組みを作っていただきたいと思います。</p> | <p>後見人選任の受任調整につきましては先行している他市の状況を参考にしながら、千葉家庭裁判所と協議を重ね、実施方法について検討してまいります。</p> |
|---|---|--|